

平成 30 年 2 月 20 日

会員各位

(一社) 日本鉄リサイクル工業会
港湾委員長

荷送人（シッパー）による貨物の海洋環境有害性に関する宣言義務について

マルポール条約（末尾ご参照）の改正に伴い、海洋汚染を防止する為、国土交通省が同条約に関する法律施行規則を策定し、本年 3 月 1 日より施行される予定です。

本規則では、内航船・外航船の船主（オーナー）による海洋汚染を規制する為、貨物揚げ荷役後に船倉の洗浄をした際、当該貨物が海洋環境に有害（HME: Harmful to the Marine Environment）な場合はその洗浄水を海に投機することは違法とされ、しかるべく陸地で無害化处理をするよう義務づけています。また、罰則規定も設けられています。

これに伴い、荷送人（シッパー）は船主に対し、事前に輸送を委託する貨物が有害(HME)であるか否かを宣言する義務が生じることとなります。

荷送人が貨物は有害と宣言した場合、船主が洗浄水処理費用を運賃に上乗せしてくる可能性があります。また、荷送人が有害ではないと宣言した場合、船主が洗浄水を海洋投棄し有害と分かれば荷送人はその責を問われる可能性があります。

有害物質とは、毒性のあるもの、海水で急速には分解せず高い生物蓄積性のあるもの、合成高分子（プラスチック）等です。回収品である様々な鉄スクラップには多くの物質が含まれ、その判断基準は難しいと考えられ、国土交通省も鉄スクラップが一概に HME か否かは判断できません。専門的で分かりにくいとは思いますが、別添資料をご参照ください。

いずれにしましても、会員各位におかれましては、自らが荷送人になる場合、船積み前に本件に関し船主及び港湾関係者等と十分協議をして頂くことを奨励致します。

※マルポール条約： 船舶の航行や事故による海洋汚染を防止することを目的として、規制物質の投棄・排出の禁止、通報義務、その手続き等について規定するための国際条約とその議定書。

以上

荷送人による貨物の海洋環境有害性に関する宣言義務化等について

国土交通省 海洋政策課

2017/6/8

1. これまでの経緯

(ア) MARPOL 条約附属書 V¹の全面改定 (IMO 第 62 回海洋環境保護委員会 : MEPC62) により、平成 25 年 1 月 1 日より船舶から発生する廃棄物の海洋投棄は、海洋環境に有害 (Harmful to the Marine Environment: HME) でないと認められる一部の廃棄物を除き、原則禁止され、ばら積みの固体貨物を運送する船舶の貨物艙の洗浄水に HME が含まれる場合、これを陸揚げ処理することが義務づけられた。(液体貨物や容器に入れ包装して運送する個品運送は対象外。)

(イ) HME か否かの判定は、貨物残留物が国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム (UN-GHS) に基づく以下の附属書 V 実施ガイドライン (非強制) に規定される 7 つの基準による。

- ① 水生環境有害性の急性毒性 (区分 1)
- ② 水生環境有害性の慢性毒性 (区分 1 又は区分 2)
- ③ 発がん性 (区分 1 A 又は区分 1 B)
- ④ 生殖細胞変異原性 (区分 1 A 又は区分 1 B)
- ⑤ 生殖毒性 (区分 1 A 又は区分 1 B)
- ⑥ 反復暴露特定標的臓器毒性 (区分 1)
- ⑦ 合成高分子 (プラスチック)

※③から⑥に関しては、いずれも急速に分解せず、高い生物蓄積性を伴うものに限る。

(ウ) 上記 7 つの基準は、非強制なものであったため、現在我が国においては

①、②及び⑦のみ義務化されているところ。

2. MEPC70 (H28.10 開催) での条約改正

昨年 10 月に開催された第 70 回海洋環境保護委員会 (MEPC70) において、以下のとおり HME に係る MARPOL 条約附属書 V の改正が採択され、平成 30 年 3 月 1 日に発効する予定。

¹ MARPOL 条約 (マルポール条約) : 船舶の航行や事故に起因する海洋環境の汚染を防止することを目的とした国際条約であり、油、有害液体物質、船舶からの汚水や廃棄物を規制。附属書 V では、船舶からの廃棄物 (船内から生じる廃棄物、貨物の残留物など。) を規制の対象としている。

(1) HME 判断基準の強制化

これまで非強制であった上記 1. (イ) ①～⑦の HME 判定基準が強制化される。これを受け、我が国国内法（海洋汚染防止法）においても、今後法令改正を行い、平成 30 年 3 月 1 日に上記③～⑥も義務化する予定。

(2) 荷送人による海洋環境有害性宣言の義務化

荷送人²は、輸送する貨物について上記 7 分類に基づいた海洋環境有害性の宣言を船長に対して行うことが義務づけられる。

3. 平成 30 年 3 月以降の対応（イメージ）

(1) HME 判断基準の強制化への対応

固体ばら積み貨物を運送する海運事業者は、下記（2）の「荷送人による HME の宣言書（デクラレーション・レター）」を踏まえつつ、上記 1. (イ) の①～⑦の基準に照らして貨物艙の洗浄水に HME が含まれるかどうかを判断し、含まれる場合には陸上受け入れ施設（産廃事業者等）に陸揚げする。

(2) 荷送人による海洋環境有害性宣言の義務化への対応

海上輸送される固体ばら積み貨物の荷送人は、その貨物の中に上記 1. (イ) の①～⑦に該当する HME が含まれるかどうかを判断し、「HME であることの宣言書」又は「HME でないことの宣言書」（デクラレーション・レター）を船長に渡す。

海運事業者が固体ばら積み貨物の輸送を請け負う際には、上記デクラレーション・レターの添付を荷送人に対して要求する。

なお、このデクラレーション・レターは、国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム（UN-GHS）で標準化され一般に活用されている『SDS』³や UN-GHS を考慮して作成される『WDS』⁴がある場合には、その記載内容から作成することも可能。

² 運送人（海運事業者等）と運送契約を結ぶ者のことであり、この場合、固体ばら積み貨物の輸送を依頼する者が該当する。

³ Safety Data Sheet：有害性のおそれがある化学品を含む製品を他の事業者へ譲渡又は、提供する際に、対象化学品等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。

⁴ Waste Data Sheet：排出事業者は委託する産業廃棄物の適正な処理のために性状や取り扱い際の注意事項等の必要な情報を処理業者へ提供しなければならないという廃掃法の主旨を踏まえ、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載したもの。

HME の判断基準の概要

HME か否かを判断する基準（以下の①～⑦）の概要は、下表に示すとおりである。なお、

①～⑥の基準は、UN-GHS（第4版）⁵の基準に基づいて判断することとなっている。

- ① 水生環境有害性の急性毒性（区分1）
- ② 水生環境有害性の慢性毒性（区分1又は区分2）
- ③ 発がん性（区分1A又は区分1B）
- ④ 生殖細胞変異原性（区分1A又は区分1B）
- ⑤ 生殖毒性（区分1A又は区分1B）
- ⑥ 反復暴露特定標的臓器毒性（区分1）
- ⑦ 合成高分子（プラスチック）

表 HME の判断基準の概要

有害性の項目	HME となる GHS 区分	概要（※例示）
① 水生環境有害性の急性毒性	1	その物質の濃度が1mg/L以下である水溶液中で、 ・ 96時間で半数以上の魚類（メダカ等）が死ぬ ・ 48時間で半数以上の甲殻類（ミジンコ等）に有害な影響（しばらく動けなくなる（遊泳阻害）等）が出る ・ 72時間で半数以上の藻類の生長が阻害される
② 水生環境有害性の慢性毒性	1又は2	その物質の濃度が1mg/L以下である水溶液中で、 ・ 1ヵ月程度以上で魚類、甲殻類、藻類に何らかの有害な影響が出る
③ 発がん性 注1	1A又は1B	ヒトに対してがんを発生させる（若しくは発生率を増加させる）ことが知られている、又は、おそらく発がん性がある 注2
④ 生殖細胞変異原性 注1	1A又は1B	ヒトの生殖細胞に、子供に受け継がれる可能性のある突然変異を引き起こすことが知られている、又は、引き起こすと見なされるべきである 注2
⑤ 生殖毒性 注1	1A又は1B	ヒトに対して、生殖毒性（成体の生殖機能、受精能力、若しくは子の発生に対する悪影響）があることが知られている、又は、生殖毒性があると考えられる 注2
⑥ 反復暴露特定標的臓器毒性 注1	1	ヒトに対して、継続的にその物質を飲み込んだり触れたりする（暴露する）ことにより、特定の臓器（肝臓、腎臓、神経系、循環器系等）に重大な毒性を示す可能性があると考えられる
⑦ 合成高分子（プラスチック）	-	合成高分子（ポリマー）、ゴム、プラスチック、プラスチック原料（ペレット）

注1：急速に分解せず、高い生物蓄積性を有するものであって、口からの摂取又は皮膚による接触により有害性が生じる（又は摂取経路が特定されていない）ものに限る。

注2：ヒトに関する調査の結果又は十分な証拠となり得る動物試験の結果等から判断。

⁵ GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）：化学品の危険有害性に関する分類及び表示方法について世界的に統一し、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てるための枠組み。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/ghs_text_4th/GHS_rev4_jp_document.pdf

UN-GHS における各危険有害性クラスに対するカットオフ値

混合物の分類のためのカットオフ値は、GHS の 1.5 章「危険有害性に関する情報の伝達：安全データシート」において、下表の成分物質濃度％で定められる。

表 各危険有害性クラスに対するカットオフ値

	有害性の項目	カットオフ値/濃度限界
①	水生環境有害性の急性毒性	1.0％以上
②	水生環境有害性の慢性毒性	1.0％以上
③	発がん性	0.1％以上
④	生殖細胞変異原性	0.1％以上
⑤	生殖毒性	0.1％以上
⑥	反復暴露特定標的臓器毒性	1.0％以上
⑦	合成高分子（プラスチック）	－